

遊戯施設についてのお問い合わせの中でご質問が多いものを解説しております。

(財) 日本昇降機安全センター

当財団へのご意見、ご質問はFAXでのみ受け付けております。ご質問の場合は必ずご記名の上、ご住所、電話番号、返信先のFAX番号を明記してください。またご質問内容により回答にお時間をいただくことがありますので悪しからずご了承ください。

★遊戯施設の定義を教えてください。

不特定多数の利用者を搬器（客席部分）で移動する設備の中で、主に遊戯に使用され、地表や構造物に設置された装置と、移動する搬器とが機能上切り離せない構造の設備の中で、設備の操作や取扱指導、監視に係員が必要なものを遊戯施設と定義します。従って遊戯に使用する目的ではなかったり、ブランコのように監視が不用で利用者自ら操作できたり、ゴムタイヤで無軌条走行するような機材は、規模が大きくても遊戯施設には該当しません。

★動力の有無、課金非課金、一時的な設置は遊戯施設の定義に関係しますか。

関係しません。

★遊戯施設を製造したい場合、どのような手続きが必要ですか。性能や規模、個人と法人、販売目的ではなく自己使用で手続きが違いますか。

搬器の移動が高低差2m未満の場合は特定搬送機器類等製造事業所の登録をします。搬器の移動が高低差2m以上の場合は昇降機等製造事業所の登録をします。この場合は特定搬送機器類等製造事業所の登録は不用です。動力を使用する場合はその他の製造許可が必要な場合があります。性能や規模、自己使用による製造手続きの違いはありません。小型の機材を非商業的に製造する場合であっても、遊戯施設として使用するなら製造手続きは必要です。個人と法人の区別はありません。

★遊戯施設を設置する場合、どのような手続きが必要ですか。

設置場所や性能により型式取得時に区分があります。取得した型式が無指定の場合は遊戯機械設置報告書を提出します。取得した型式が指定の場合は確認申請（工作物）をします。この場合は遊戯機械設置報告書の提出は不用です。設置にかかる総額により、請負者は建設業の許可が必要な場合があります。

★違反した場合罰則はありますか。

最大で50万円以下の罰則金、2年以下の懲役です。